

第2号様式(第10条関係)

令和6年7月24日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員 玉城 了子 印

令和6年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第3項に基づき、別紙のとおり令和6年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和6年度 政務活動費収支報告書

議員名 玉城ノブ子

1 収入 政務活動費 450,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	13,112	県議団だより第167(玉城ノブ子議員版)号郵送封筒代、郵送料
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	20,140	沖縄タイムス、琉球新報、生活と健康を守る会、農民、新聞代
事務所費	96,913	無料相談事務所家賃、光熱費
事務費	22,226	電話インターネット料金、
人件費	279,855	事務員給与、労働保険
合計	432,246	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 17,754 円

(広聴広報費)

県議団代別第167号 郵送封筒代金

(玉城/子議頁版) 充当割 100/100

領 収 証

No. _____

玉城 17子

様

T1810646681317

令和6年 4月 17日

大判コピー、ラミネート、
OA機器、紙、各種

金額 ¥1100

糸満事務用品

上記正に領収いたしました

糸満市潮崎町2丁目1番14

電話 (098) 994-6222

FAX (098) 994-7410

品名	数量	単価	金額	摘要
1 封筒長3	2	500	1000	
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
小計			1000	
消費税	税率 10%		100	
合計			1100	

※ 毎度有難度う御座います。

(広聴広報費)

県議団代判第167号
(玉城/下子議員版)

郵送用封筒(表)



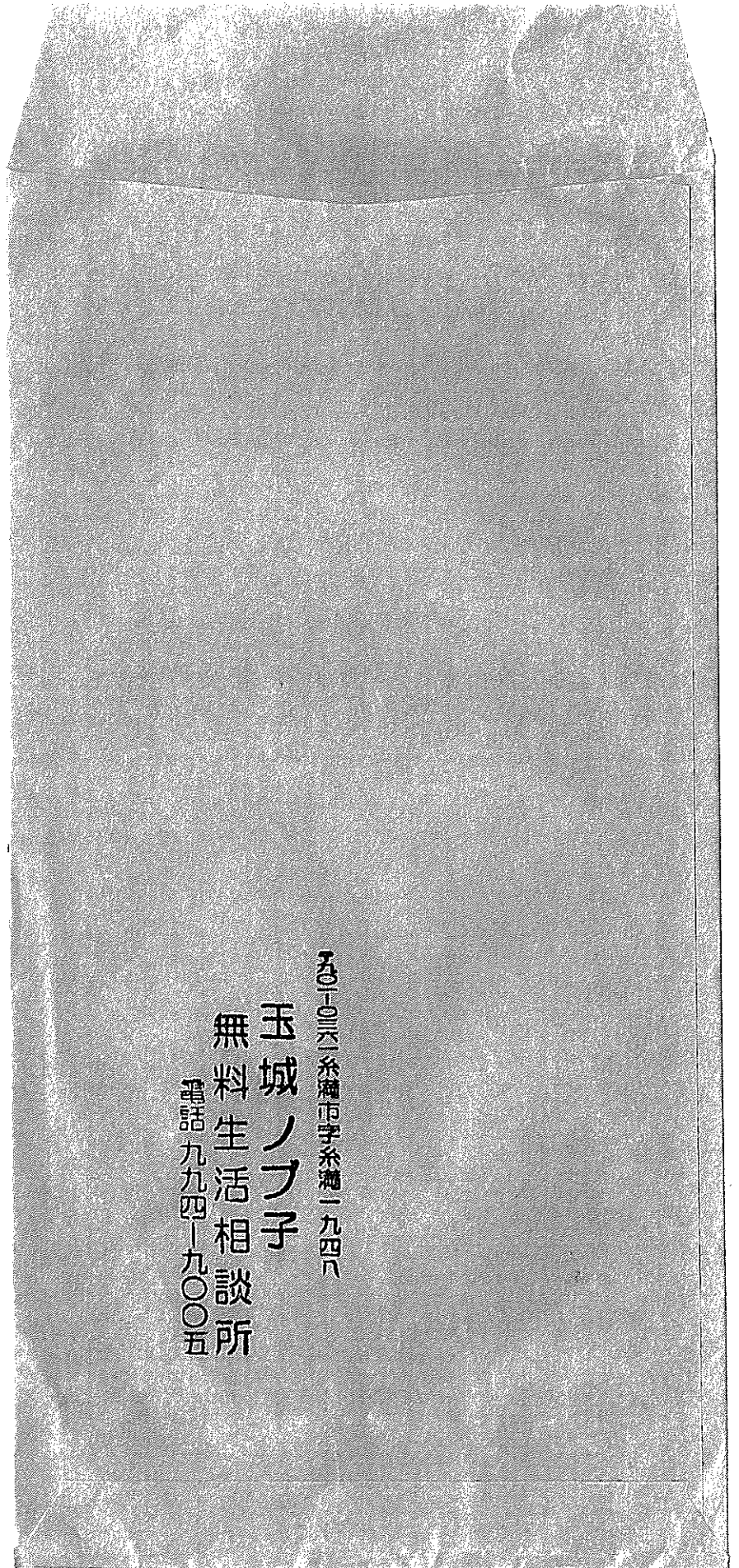
年月日 : 2024年(R6)4月17日

広聴広報費

充当額 : ¥1,100 内容 : 「県議団だより(玉城ノブ子議員版)」郵送用封筒購入代

充当割合 : 政務活動に活用するため全額充当

(裏面)



〒103-8563 糸織市東糸織一四四ノ

玉城ノブ子

無料生活相談所

電話九九四一九〇〇五

(広聴広報費)

県議団代り第167号郵送料
(玉城/下子議員版)

発割器金額

領収書

玉城 下子 様

[別納引受]
区内特別基(定) 28.0g
@84 143通 ¥12,012

小計 ¥12,012

郵便物引受合計通数 143通
課税計(10%) ¥12,012
(内消費税等(10%)) ¥1,092
非課税計 ¥0

合計 ¥12,012
お預り金額 ¥12,100
おつり ¥88



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
登録番号 T1010001112577
取扱日時: 2024年 4月23日 13:57
発行No. 240423A9968 端N48箱02
連絡先: 糸満郵便局
TEL: 0570-943-985

広報紙充当可能割合確認票

議員名

玉城 ノブ子

広報紙名	紙面割合
日本共産党 沖縄県議団だより 第167号	●全体面積: $38.2\text{cm} \times 27.3\text{cm} \times 2\text{面} = 2085.7\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 ① $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ② $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ③ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ④ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ⑤ $0\text{cm} \times 0\text{cm} = 0\text{cm}^2$ ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2085.7\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$ 以下



渡久地修



玉城武光



玉城ノブ子



西銘純恵



比嘉瑞己



瀬長美佐雄



島袋恵祐

日本共産党 県議団 具体的提案で県政をあとおし

3月県議会での日本共産党県議団の質問などを紹介します。実現にむけさらに取り組みます。

子どもたちのために

学校給食

無償化の早期実施を

予算規模、実施方法について検討をすすめている



2月26日

ヤングケアラー

実態調査をもとに支援条例の制定を

家事や介護を日常的に担う18歳以下の子ども「ヤングケアラー」の実態調査をふまえ、支援条例の制定を求めました。



3月1日

必ずその必要性について検討する

子ども医療費

高校卒業までの無料化 沖縄でこそ早急に

市町村の意向、県及び市町村の財政状況をふまえ協議を行う

高齢者のために

敬老バス

バス・モノレール代割引制度を

生活支援

高齢者生活実態調査と基金をつくり早急に実施を

独り暮らしのお年寄りは県内で6万8000人。「高齢者貧困対策基金」をつくり、実態調査にもとづき早急な支援の実施を提案しました。

公営住宅

全国並みに増設を

沖縄県の年取200万円未満の世帯率は全国平均の1.5倍ですが、公営住宅の整備率は全国平均にするには、あと3900戸必要。大幅な増設が必要と提起しました。

検討していく



2月26日

地域外交

対話と外交による平和の構築を

「沖縄の強み」を発揮して

ASEAN 加盟国と平和友好姉妹都市に

軍事によらないアジアの平和と安定の構築をめざし、県が対話にもとづきすすめる緊張緩和などのための地域外交の発展を求めました。

沖縄の地理的優位性や文化、県系人などの国際的ネットワークを強みとして、これまで以上に地域外交を展開していく

国連・国際機関の沖縄誘致は対象となる機関を検討する



2月26日

玉城ノブ子県議

最終議会での発言



おまじが、玉城ノブ子知事のもとで、中学までの窓口無料化が実現しました。とても感懐深いものがあります。多くの県民の皆さんから喜びの声があがっています。少人数学級も県議会でも取り上げ、中学校まで拡充されました。

頑張れば政治は動く

ヤングケアラーの問題も、私自身も小学生の頃から病気の母親を介護してきました。今で言う「ヤングケアラー」でした。この問題も調査と対策を訴えてきました。今回調査が終わり、対策がとられようとしています。私の苦勞した経験と提案も、県の施策に反映され、ヤングケアラーやひとり親への支援等が実施されることになり、頑張れば政治は動くということを実感してきました。

政治の責任とは

私は、生活相談活動を行っていますが、最近の相談で多いのが、高齢者の皆さんが「住む家がない」「経済的に困窮して生活していけない」「等の悲痛な訴えが増えています。長い間、社会のために懸命に働いてこられた高齢者の皆さんが、老後はいつまでもどこにいても安心して暮らしていける環境を保障するのが政治の責任です。憲法でも「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明確になっています。

早急に高齢者の現状を把握し、必要な支援の実施と基金の設置について、知事に強く要望したいと思えます。

「あの子を返して」

私は、沖縄戦終焉の地、糸満市選出の議員としての思いを胸に頑張ってきました。沖縄県は悲惨な沖縄戦で20万人以上の皆さんが亡くなり、最後の激戦地となった糸満市は住民9万4千人が犠牲となりました。糸満市の戦災調査では440世帯、約200人が一家全滅となっています。私の母方の叔母家族は一家全滅でした。遺骨は戻ってきていません。もう一人の父方の叔母も、16歳の一人息子を防衛隊にとられ、戦場で生命をおとしました。叔母が「あの子を返してちょうだい」と泣き続けていたことを、今でも忘れることはできません。

サイパンで姉2人が

私の父はウミンチュをしていました。兄妹4名と家族でサイパンに渡り、漁業をしながら島の皆さんと交流を深め、生活をしていました。しかし戦争が勃発し、妻と娘2人を失ってしまい父も爆弾を受け、島の人の助けで生命は取りとめましたが、戦後は身体障がい者の生活でした。私もサイパンの調査に行くと、サイパンでも沖縄と同じような戦争によって沢山の人が悲惨な目に

会い、生命をなくしていったことを知り、その生々しい現場を見た時に胸のつまる思いでした。

ナイイクサーナランドー

私は父や母のナイイクサーナランドー、悲しみの込められた、この訴えを聞いて育ってきました。再び戦争の悲劇を繰り返させないでほしい。県民の譲ることのできない願いです。

短歌にこめた思い

私は「くれない短歌会」という会に参加していますが、その短歌会で私が最初に作ったのがこの短歌です。

「戦はならん（イクサーナラン）命どうも父母（チチハハ）の音が聞こえる辺野古の海に」

県議卒業後の決意

私は県議を卒業してもこれからも県民の暮らしを守り、平和な社会の実現に頑張っていきます。

ゼロ歳児からのスタート

私は市会議員の時から、子ども医療費の無料化を訴え続け、署名運動も、多くの市民の皆さんと共に取り組んできました。当時はゼロ歳児の医療費無料化を求めることからのスタートでした。県議会でも何度も取り上げてきました。それから30年以上経

玉城ノブ子県議の議会動画はこちらから御覧いただけます



(資料購入費)

発当割 100%

※ 6月分については任期满了日までの日割計算

沖縄タイムス 琉球新報共に

3075円 × $\frac{24}{30}$ = 2460

タイムス (4月分~6月分)

(4月) 3,075円 + (5月) 3,075円 + (6月) 2,460 = 8,610円

領 収 証

玉城ノブ子相談事務所 様 No.

★ 7/9.225

但 新聞代金として (2024年4月分~6月分まで)

2024年 6 月 19 日 上記正に領収いたしました ㊦ 3075×3

収 入
印 紙

Ca-1097

内 訳 軽減税率対象		
税率	金額 (税抜・税込)	消費税額等
8%	9225	681
税率	金額 (税抜・税込)	消費税額等
%		

沖縄タイムス系満南販売店
 糸満市字糸満1099番地
 TEL (098) 994-5253
 店主 上原 純 子
 登録番号 T1810745734933

領 収 証

玉城ノブ子

様 No.

金額
79225-

内 訳	
現金	
小切手	/
手形	/
消費税額等 (%)	

但 R6 4月~6月分の新聞代として

R6年 6月 24日 上記正に領収いたしました

糸満市糸満1410-4-1F
 琉球新報 糸満一・照屋・与座
 高嶺入口・真栄里
 店主 石嶺 武 Tel 992-5570

収入印紙

(資料購入費)

(生活健康を守る会.新聞代) 完割 $\frac{100}{100}$

4月分～6月分

* 6月分については、1ヶ月に5回発行中、任期中の分の時充当
 $400円 \times \frac{4}{5} = 320円$ (4回分)

(4月) 400円 + (5月) 400円 + (6月) 320円 = 1,120円

領 収 書

玉城ノブ子 様

合計金額 1,200 円

但し、領収金額内訳は下記の内訳表のとおりです。

上記の通り確かに領収致しました。

2024年6月25日

沖縄県生活と健康を守る会連合会

内訳	金額(円)	備 考
11会費	0	～
12新聞代	1,200	2024年4月 ～ 2024年6月
賛助	0	～
書籍	0	～

那覇市壺 1-18-9

電話 098-988-0512

担当

(資料購入費)

新聞「農民」代 4月~6月分 相当額 $\frac{100}{100}$

請求書兼領収書

NO 11

玉城 ノブ子 様

2024年7月1日

領収額 ¥1,800

左記の金額を領収いたしました。

下記口座に振り込んでください。

振込先: 郵便口座から 記号 [] 番号 [] 中村 康憲

項目	単価	数量	金額	備考
新聞「農民」代	600	3	1,800	2024, 4月~
				2024, 6月
計			1,800	

沖縄県農民組合連合会長 中村 康憲

〒901-0617 南城市愛地782 Tel948-1783

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/30	事務所家賃・4月分	30,220	95/100	28,709
5/31	事務所家賃・5月分	30,220	95/100	28,709
7/1	事務所家賃・6月分	24,176	95/100	22,967
5/15	水道料金・4月分	2,191	95/100	2,081
6/17	水道料金・5月分	2,191	95/100	2,081
7/16	水道料金・6月分	1,752	95/100	1,664
4/26	電気料金・4月分	3,092	95/100	2,937
5/28	電気料金・5月分	3,882	95/100	3,687
6/28	電気料金・6月分	4,293	95/100	4,078
事務所費 充当合計		/	/	96,913

(事務所費)

事務所家賃

4月～6月分

06-04-30 WTU	30,220	¥10 1=10
--------------	--------	----------

4月分 充当割 $\frac{95}{100}$ 充当分 ¥ 28,709

06-05-31 WTU	30,220	¥10 1=10
--------------	--------	----------

5月分 充当割 $\frac{95}{100}$ 充当分 ¥ 28,709

06-07-01 WTU	30,220	¥10 1=10
--------------	--------	----------

6月分 充当割 $\frac{95}{100}$ 充当分 ¥ 22,967

*6月分は7/17日 6/24 までの日割計算
 $30,220 \text{円} \times \frac{24}{30} = 24,176$
 $24,176 \text{円} \times \frac{95}{100} = 22,967 \text{円}$

(事務所費)

事務所水道料金

4月 ~ 6月分

06-05-15 WTU	2,191	入付"04カ"ツ
--------------	-------	----------

4月分充当割 $\frac{95}{100}$ 充当額 ¥2081

06-06-17 WTU	2,191	入付"05カ"ツ
--------------	-------	----------

5月分充当割 $\frac{95}{100}$ 充当額 ¥2081

6 06-07-16 WTU	2,191	入付"06カ"ツ
----------------	-------	----------

6月分充当割 $\frac{95}{100}$ 充当額 ¥1.664

* 6月分は、6/24から26日割計算
 $2,191円 \times \frac{24}{30} = 1,752円$
 $1,752円 \times \frac{95}{100} = 1,664円$

(事務所費)

事務所電気料金

4月～6月分

06-04-26 WTU

3,092 林下77"リヨ 4ツキ

4月分 充当割 $\frac{95}{100}$

充当額 ¥2,937

06-05-28 WTU

3,882 林下77"リヨ 5ツキ

5月分 充当割 $\frac{95}{100}$

充当額 ¥3,687

06-06-28 WTU

5,367 林下77"リヨ 6ツキ

6月分 充当割 $\frac{95}{100}$

充当額 ¥4,078

※ 6月分は77"リヨ 6/24 まで26日割計算

$$5,367円 \times \frac{26}{30} = 4,293円$$

$$4,293円 \times \frac{95}{100} = 4,078円$$

事務所概要申告票

議員名 玉城ノブ子


1. 物件の所在

住所	糸満市字糸満1948、マンション友	
電話番号	098-994-9005	

2. 所有区分


<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所
<input type="checkbox"/> 自己所有物件

※自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合は、ここまでで完了(署名・押印も不要)

<input type="checkbox"/> 専用事務所
<input checked="" type="checkbox"/> 賃借事務所
・賃借契約先 []
・所有者 <input type="checkbox"/> 親族(続柄:) <input type="checkbox"/> 関連会社 <input type="checkbox"/> 第三者
・議員との生計 <input type="checkbox"/> 議員と生計同一 <input type="checkbox"/> 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員

玉城ノブ子 

賃借人 氏名

住所



事務所費充当状況申告票

議員名 玉城ノブ子

1. 事務所の状況

住所	糸満市字糸満1948・マンション友
----	-------------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	95/100
------	--------

充当割合の説明：

1ヶ月に1回2時間程度、支部会議に使用

(関係経費)		(充当額)	
家賃(月額)	30,220 円	家賃(月額)	28,709 円
その他	円	その他	円
	円		円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員 玉城ノブ子



NO. _____

事業用貸借契約書

マンション友 (102号室)

貸主

■■■■■■■■■■

借主

玉城 ノブ子

(携帯) ■■■■■■■■■■

☎(職場) - -

期間 自 令和 2 年 3 月 1 日

至 令和 4 年 6 月 30 日

沖縄県知事 (11) 第0718号

糸満市西崎6-16-1 嘉数ビル103号

Ⓜ 有限会社オーエン

代表取締役 大城 昇

☎(098) 992-2222

事業用賃貸借契約書 (店舗)

(※この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。)

(契約の締結)

第1条 貸主 XXXXXXXXXX (以下甲という) 及び借主 玉城 ノブ子 (以下乙という) は下記の目的物件 (以下「本物件」という。) について、事務所 に供することを目的とする賃貸借契約 (以下「本契約」という。) を以下のとおり締結した。

目的物件の表示

所在地 糸満市字糸満1948番地

構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

賃貸借部分 1階部分 102号室 m² (坪)

(契約期間)

第2条 契約期間は、令和 2 年 7 月 / 日より令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間とする。
但し、この期間が経過しても、甲又は乙いずれからも書面による異議の申し立てがないときは、この契約期間を更に1年延長するものとする。以後同様とする。

(賃料)

第3条 賃料は月額金30,000円也とし、これを毎月末日までに翌月分を、各金融機関の口座振替 (自動引き落とし) で支払うものとする。乙が振込みの場合は毎月25日までに翌月分を支払うものとする。引落し手数料、振込み手数料は乙の負担とする。

2 乙が賃料の支払いを遅滞した場合、甲は直ちに家賃保証会社に対して家賃の立替の請求及び連帯保証人に対して賃料の支払いを催促する事ができる。

3 入居の時の賃貸料は日割り計算とする。出居の際は日数のいかんを問わず月計算とする。

4 法令の定めた事由又は経済情勢の変動、公租公課の増額、近隣の貸店舗料金との比較等により不相応になったとき、その他の負担の増加等でやむを得ない事由により甲からの賃貸料の増加を申し出たときは甲・乙協議して決定する。

(共益費)

第4条 乙は、階段、廊下等の共用部分の維持管理に必要な光熱費、上下水道使用料、清掃費等 (以下「維持管理費」という。) に充てるため、共益費を月額金 一 円也とし、これを第3条の賃料とともに甲に支払わなければならない。

2 甲及び乙は、維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、協議の上、共益費を改定することができる。

(負担の帰属)

第5条 甲は、本物件に係る公租公課を負担するものとする。

- 2 乙は、前条に定める賃料のほか、電気・ガス・上下水道その他専用設備に係る使用料金、並びに塵取り料、衛生に要する諸経費等を負担する。
- 3 乙は、第2条第1項に定める契約期間中、乙の負担で、乙の什器備品等に対する火災保険（借家人賠償責任保険）に加入するものとする。
- 4 乙は、第1条記載の営業目的に従い使用することにより、法令上設備新設に改善等が必要となる場合には、これに要する費用を負担するものとする。

(敷金・礼金)

第6条 乙はこの契約に基づく債務の履行を担保するため敷金として金 80,000 円也をこの契約成立と同時に甲に預け入れる。但し敷金には利息を付さないものとする。

- 2 甲は、乙が本契約から生じる債務を履行しないときは、敷金をその債務の弁済に充てることができる。
(この場合において乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって当該債務の弁済に充てることができない。)
- 3 甲は、明渡しまでに生じた本契約から生じる一切の債務を敷金から控除しなお残額がある場合には、本物件の明け渡し後、遅滞なく、その残額を無利息で乙に返還しなければならない。
不足が生じた場合は、乙は直ちにその不足額を納めなければならない。
- 4 敷金返還について、乙が契約期間以内に解約する場合には敷金の返還は無いものとする。
契約期間以後の解約については、敷金の半額を返還するものとする。但し明渡しは、原状回復とする。
- 5 賃料が増額された場合、乙は、第1項に記載する月数相当分の新賃料額と旧賃料額の差額を、敷金に補填するものとする。
- 6 前項の規定により乙の債務額を差し引くときは、甲は、敷金の返還とあわせて債務の額の内訳を明示しなければならない。
(
- 7 乙は甲に、礼金として金 — 円を支払い、入居期間の長短に係わらず、返還しない。

(反社会的勢力ではないことの確約)

第7条 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号に定める事項を確約する。

- 一 自らが、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第二号に規定する暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員(以下総称して「反社会的勢力」という。)ではないこと
- 二 甲又は乙が法人の場合、自らの役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)が反社会的勢力ではないこと
- 三 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと

四 自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと

ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為

イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為

2 乙は、甲の承諾の有無にかかわらず、本物件の全部又は一部につき、反社会的勢力に賃借権を譲渡し、又は転貸してはならない。

(禁止又は制限される行為)

第8条 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の全部又は一部につき、賃借権を譲渡し、又は担保の用に供してはならない。

2 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、移転、改造もしくは模様替又は本物件の敷地内における工作物の設置を行ってはならない。

3 乙は、甲の書面による承諾を得ることなく、第1条の事業内容を変更してはならない。

4 前3項の場合で甲の承諾を得るときは、乙は、賃料のヶ月分に相当する承諾料を支払うものとする。

5 本物件の全部又は一部につき、転貸に供してはならない。

6 乙は敷金又は保証金の返還請求権を第三者に譲渡し、又はこれを担保の用に供してはならない。

7 乙は、本物件の使用にあたり、次の各号に掲げる行為及びこれらに準じる近隣に迷惑をかける一切の行為を行ってはならない。

一 鉄砲、刀剣類又は爆発性、発火性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。

二 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し又は備え付けること。

三 騒音等の迷惑行為を行うこと。

四 第1項の規定にかかわらず、本物件の全部又は一部につき反社会的勢力に担保の用に供すること

五 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること

六 本物件又は本物件の周辺において、著しく粗野若しくは乱暴な言動を行い、又は威勢を示すことにより、付近の住民又は通行人に不安を覚えさせること

七 本物件に反社会的勢力を居住させ、又は反復継続して反社会的勢力を出入りさせること

8 乙は、本物件又は建物の共用部分の使用に当たり、甲に書面による承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

一 階段・廊下等共用部分への物品の設置。

二 階段・廊下等共用部分への看板・ポスター等の広告物の掲示。

(乙の管理義務)

- 第9条 乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2 乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
 - 3 乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
 - 4 契約締結と同時に甲は、乙に対し入室に必要な本物件の鍵を貸与する。乙は、これらの鍵を善良なる管理者の注意をもって保管かつ使用しなければならない。万一紛失又は破損したときは、乙は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付を受けるものとする。ただし、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。
 - 5 乙は、鍵の追加設置、交換、複製を甲の承諾なく行ってはならない。

(原状の変更)

- 第10条 乙が、本物件を第1条の事業内容に従い使用する上で必要な模様替え、附属施設の設置等をする場合には、あらかじめ甲の承諾を得た上で甲の指示に従い施工するものとし、その費用は乙が負担するものとする。
- 2 前項の工事により法令による設備の新規改善の必要が生じた場合、その費用は乙が負担するものとする。

(契約期間中の修繕)

- 第11条 甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合の修繕に要する費用は、乙の責めに帰すべき事由により必要となった修繕については、乙が負担し、その他の修繕については甲が負担するものとする。
- 2 前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、甲は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合に、乙は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
 - 3 乙は、本物件内に破損箇所が生じたときは、甲にその旨を速やかに通知し修繕の必要について協議するものとする。その通知が遅れて甲に損害が生じたときは、乙は、これを賠償する。
 - 4 前項の規定による通知が行われた場合において、修繕の必要が認められるにもかかわらず、甲が正当な理由なく修繕を実施しないときは、乙は自ら修繕をすることができる。この場合の修繕に要する費用は、第1項に準ずるものとする。
 - 5 乙は、次の各号に掲げる修繕は、甲への通知及び承諾を要することなく、自らの負担において行うことができる。
 - 一 電球、蛍光灯、ヒューズ、LED照明の取替え
 - 二 その他費用が軽微な修繕

(契約の解除)

- 第12条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催告したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは本契約を解除することができる。
- 一 乙が賃料又は共益費の支払いを2ヶ月以上怠ったとき。
 - 二 乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用の負担を怠ったとき。
- 2 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
- 一 本物件を第1条記載の事業以外の用に供したとき。
 - 二 第8条(第7項第五号から第七号を除く)又は第9条の規定に違反したとき
 - 三 入居時に、乙又は連帯保証人について告げた事実的重大な虚偽があったことが判明したとき。
 - 四 その他乙が本契約の各条項に違反したとき。
 - 五 銀行取引の停止。
 - 六 破産手続きの開始。
 - 七 民事再生手続きの開始。
 - 八 会社更生手続きの開始。
 - 九 特別清算手続きの開始。
- 3 甲又は乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- 一 第7条の確約に反する事実が判明したとき
 - 二 契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき
- 4 甲は、乙が第7条第2項に規定する義務に違反した場合又は第8条第7項第五号から第七号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

(乙からの解約)

- 第3条 乙は、甲に対して1ヶ月前までに解約の申し入れを行うことにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は解約申し入れの日から1ヶ月分の賃料(本契約の解約後の賃料相当額を含む。)を甲に支払うことにより、解約申し入れの日から起算して1ヶ月を経過する日までの間、随時に本契約を終了することができる。

(一部滅失等による賃料の減額等)

- 第14条 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、それが乙の責めに帰すべき事由によらないときは甲及び乙は、その使用できなくなった部分の割合に応じて賃料減額の要否や程度、期間、賃料の減額に代替する方法その他必要な事項について協議するものとする。この場合において、賃料を減額するときは、その使用できなくなった部分の割合に応じるものとする。
- 2 本物件の一部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合において、残存する部分のみでは乙が賃借した目的を達することができないときは、乙は、本契約を解除することができる。

(契約の終了)

第15条 本契約は、本物件の全部が滅失その他の事由により使用できなくなった場合には、これによって終了する。

(明渡し及び明渡し時の修繕)

第16条 乙は、明渡し日を10日前までに甲に通知のうえ、本契約が終了する日までに本物件を明渡ししなければならない。

2 乙は、第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあつては、直ちに本物件を明渡ししなければならない。

3 乙は、明渡しの際、貸与を受けた本物件の鍵を甲に返還し、複製した鍵は甲に引き渡さなければならない。

4 乙が明渡しを遅延したときは、乙は、甲に対して、賃貸借契約が解除された日又は消滅した日の翌日から明渡し完了の日までの間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

5 本契約終了時に本物件等内に残置された乙の所有物があり、本物件を維持管理するために、緊急やむを得ない事情があるときは、乙がその時点でこれを放棄したものとみなし、甲はこれを必要な範囲で任意に処分し、その処分に要した費用を乙に請求することができる。

6 本物件の明渡し時において、乙は、本物件内に乙が設置した造作・設備等を撤去し、本物件の変更箇所及び本物件に生じた汚損、損傷箇所をすべて修復して、本物件を引き渡し当初の原状に復せしめなければならない。

7 甲及び乙は、前項に基づいて乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。

(ハウスクリーニング)

第17条 本物件の明渡し時において、乙は、第16条の原状回復に要する費用とは別に、本物件のハウスクリーニングの費用を負担するものとする。その際、使用した電気・水道の料金も乙の負担とする。

(甲の通知義務)

第18条 甲は次の各号の一に該当するときは直ちにその旨を書面によって乙に通知しなければならない。

- 一 賃料等の支払い方法の変更。
- 二 管理業者の変更。

(乙の通知義務)

第19条 乙又は連帯保証人は、次の各号の一に該当するときは、直ちにその旨を書面によって甲に通知しなければならない。

- 一 乙が本契約締結当時の名称変更、合併、営業目的の重大な変更があるとき。ただし、当該行為が賃借権の譲渡と評価できる場合は、第8条第1項の定めに従うものとする。
- 二 長期に休業するとき。
- 三 連帯保証人の住所・氏名・緊急の連絡先・その他の変更。

四 連帯保証人の死亡又は解散。

五 連帯保証人の破産開始決定等連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったとき。

(延滞損害金)

第20条 乙は本契約により生じる金銭債務の支払いを遅滞したときは、年(365日あたり)14.6%の割合による延滞損害金を支払らうものとする。

(乙の債務の担保)

第21条 本契約においては、連帯保証人の欄に記載する方法により、乙の債務を担保する。

2 「連帯保証人」にチェックがある場合には、次の各号の定めによるものとする。

一 連帯保証人(以下本項において「丙」という)は、乙と連帯して、本契約から生じる乙の債務を負担するものとする。本契約が更新された場合においても、同様とする。

二 前号の丙の負担は、記名押印欄に記載する極度額を限度とする。

三 丙が負担する債務の元本は、次のいずれかに該当するときは、確定するものとする。

ア 甲が、丙の財産について、賃料その他の本契約により生じる乙の金銭の支払を目的とする債権についての強制執行又は担保権の実行を申し立てたとき。ただし強制執行又は担保権の実行の手続の開始があったときに限る。

イ 丙が破産手続き開始決定を受けたとき

ウ 乙又は丙が死亡したとき

四 前号に規定する場合又は丙が連帯保証人として要求される能力又は資力を失ったときは、第19条の規定に基づき乙(前号ウの乙が死亡したときは乙の相続人)は直ちにその旨を甲に通知するとともに、甲の承諾する新たな連帯保証人に保証委託するものとする。

五 丙の請求があったときは、甲は、丙に対し、遅滞なく、賃料及び共益費等の支払状況や滞納金額、損害賠償の額等、乙の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければならない。

六 乙は、本契約の締結に先立ち、丙に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供したことを、甲に対し確約する。

ア 乙の財産及び収支の状況

イ 本契約から生じる乙の債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

ウ 本契約から生じる乙の債務の担保として他に提供し、又は提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

(免責)

第22条 地震、火災、風水害等の災害、盗難等その他不可抗力と認められる事故、又は、甲若しくは乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲又は乙の損害について、甲又は乙は互いにその責を負わないものとする。

(協議)

第23条 甲及び乙は、本契約書に定めがない事項及び本契約書の条項の解釈について疑義が生じた場合は民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(合意管轄裁判所)

第24条 本契約に起因する紛争に関し、訴訟を提起する必要があるときは、那覇地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

(特約事項)

1. 日常生活に起因する内部造作、設備器具等の修繕、若しくは外部或は第三者から被害を受けた場合の修繕の費用は乙の負担とする。
1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分においては、賃借人が清掃を行うものとする。
1. 廊下及び駐車場、ゴミ置き場等の共同使用部分にゴミ等を放置することにより他の住居人に迷惑をかけた場合には、乙は本契約を解約し、退去するものとする。
1. 道路の拡張・区画整理事業等により本賃借物件が立退き・取壊しになる場合は、乙は、事業者・甲に協力するものとする。
1. 甲は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときはあらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入ることができる。但し、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、甲はあらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の承諾を得ずに立ち入ったときは、その旨を乙に通知しなければならない。
1. 乙は、日常生活において排水管が詰まる現象が起きた場合（建物老朽化による詰まりを除く）、修繕費を負担するものとする。

本契約を証するため本契約書2部を作成し甲その2部乙その1部を保持する。

事務所費

令和2年7月1日

賃貸人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 印 [Redacted]

賃借人 住所 糸満市字糸満 1198番地

氏名 玉城 づ子 印 [Redacted]

鍵の受取り 鍵番号 本

連帯保証人 住所 [Redacted]

氏名 [Redacted] 印 [Redacted]

極度額 印

家賃債務保証業者 業者名

所在地

登録番号

宅地建物取引業者 免許番号 沖縄県知事(11)第0718号

住所 〒901-0305 糸満市西崎6丁目16番1号 嘉数ビル103号

氏名 有限会社 オーエン 代表取締役 大城昇 印 [Redacted]

宅地建物取引士 沖縄県知事 第 [Redacted] 号 [Redacted] 印 [Redacted]

入居者の方へ

入居中・解約予告時・退去時においては、次のことにご注意下さい。

★入居中

1. ゴミは {指定日} に {指定の袋に入れて又は代用券をつけて} お出し下さい

*指定日 毎週(燃えるゴミ・赤) . . . の週 回

(燃えないゴミ・青) 曜日

(粗大ゴミ・代用シール) 曜日 富士盛産業 ☎ 098-994-7979

(資源ゴミ) 曜日

*連絡先 糸満市役所 098-840-8124

2. 電気・水道・ガス等に関するお問い合わせ(引越時の精算等)は下記へ。

電気*沖縄電力 ☎ 0120-586-390 水道*市水道局 ☎ 098-995-2456

ガス*マルキプロパン ☎098-994-3166

★解約予告(明渡し予告)

1. 解約予告は少なくとも30日前までをお願いします。

2. 解約予告をされた後、賃貸人及び仲介業者において、次の入居者を募集致します。

その際、賃貸人及び仲介業者立会いのもとに、入居希望者を居室へ案内するというこ
ともあるかと存じます。その節は何とぞご協力賜りますよう切にお願い申し上げます。

★退去時(引越しにともなう建物明渡し)

1. お預かりしております『敷金』の「精算」については、「電気」「水道」「ガス」代
等の「引越し精算の領収書」を持参された後に開始致します。

2. 引越しにともなう建物の明渡しにおいては、「入居時」に持込まれたもの(家財・物
品等)をすべて搬出するとともに、建物内外の清掃及びゴミの後片付け等をきちんと
すませて下さい。

※ブレーカーの電源もOFFにして下さい。

※(注) 以上が行われていない場合は、物品等の撤去及び清掃についての「費用」を請求されたり、「敷金の精算」が開始しないということにもなりますのでご注意ください。

(事務費)

電話代-ネット料金

4月~6月分

4月分

5月分

6月分

電話料金等領収証
(Receipt)

電話料金等領収証
(Receipt)

電話料金等領収証
(Receipt)

お客さま番号

お客さま番号

お客さま番号

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所様

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所様

お客さま氏名
玉城ノブ子生活相談
所様

金額

金額

金額

2024年 4月分
¥7,706

2024年 5月分
¥8,129

2024年 6月分
¥9,454

うち、消費税

うち、消費税

うち、消費税

50円

50円

97円

西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

西日本電信電話株式会社

沖縄支店

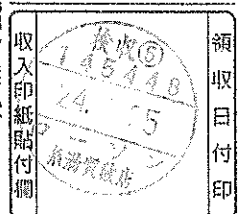
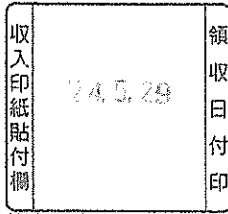
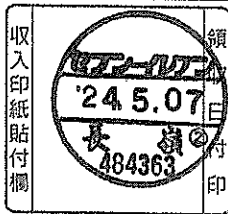
沖縄支店

沖縄支店

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488

お客さまからの
料金お問合せ先 (無料)
0120-747488



(お客さま)

(お客さま)

(お客さま)

売当割 95/100

売当割 95/100

売当割 95/100

¥ 7,320

¥ 7,722

¥ 7,184

※: 6月分は7/17、6/24までの
日割計算
 $9,454 \times \frac{24}{30} = 7,563 \text{円}$
 $7,563 \text{円} \times \frac{95}{100} = 7,184 \text{円}$

統一様式-①

経費区分別支出一覧表

経費区分 人件費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
4/25	職員A給与4月分	50,000	全額	50,000
5/24	職員A給与5月分	50,000	全額	50,000
6/25	職員A給与6月分	41,640	全額	41,640
4/25	職員B給与4月分	50,000	全額	50,000
5/24	職員B給与5月分	50,000	全額	50,000
6/25	職員B給与6月分	37,476	全額	37,476
6/12	労働保険料金	739	全額	739
人件費 充当合計		/	/	279,855

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和 6 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月25日	50,000			50,000	●	
5月24日	50,000			50,000	●	
6月25日	50,000			50,000	●	
						$12 \times 4 = 48 \text{ h (1ヶ月)}$
						$48 - (4 \times 2) = 40 \text{ h}$
						$50,000 \text{ 円} \div 48 \text{ h} = 1,041 \text{ 円} / \text{1時間}$
						$1,041 \text{ 円} \times 40 \text{ h} = 41,640 \text{ 円}$
合計	150,000			150,000		

雇 用 契 約 書

氏 名	■■■■■	生年月日	■■■■■
住 所	■■■■■	電話番号	■■■■■

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年6月30日
主な就業場所	玉城ノブ子無料相談事務所
主な職務内容	相談業務、その他事務作業
就業時間	月11日間、週12時間
休 日	日曜、祭日
給与（賃金）	月給 50000 円（時給 円）
給与支払日	毎月25日
支払方法	直接払い
備 考	主に月、水、金、勤務
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2024年 3 月 29 日

雇 用 者 氏名

玉城 ノブ子



被雇用者 氏名

■■■■■



勤務実態申告票

【議員名 玉城ノブ子 】

職務内容

区分	職務内容	業務割合(%)	
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	情報収集（住民相談）、現地調査同行（相手先との調整、写真撮影など）	5%
	研修に係るもの		0%
	広聴広報に係るもの	印刷業者との連絡、広報誌配布手配	5%
	要請陳情等に係るもの	住民生活相談（随時対応）、議員との調整など	70%
	会議に係るもの	相談業務の打ち合わせ会議、関する資料準備	5%
	資料作成に係るもの		0%
	事務所での庶務に係るもの	政務活動費の管理、収支報告書作成	15%
小計		100%	
政務活動以外の活動に係る職務		0%	

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城ノブ子



被雇用者



令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城ノブ子

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城ノブ子

勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

人 俸

出勤簿

2024年

出勤者



4月	曜日	印	備考	5月	曜日	印	備考
1	月	●		1	水	●	
2	火	●		2	木		
3	水			3	金		
4	木			4	土		
5	金	●		5	日		
6	土			6	月		
7	日			7	火		
8	月	●		8	水	●	
9	火			9	木		
10	水	●		10	金	●	
11	木			11	土		
12	金	●		12	日		
13	土			13	月	●	
14	日			14	火		
15	月	●		15	水	●	
16	火			16	木		
17	水	●		17	金	●	
18	木			18	土		
19	金	●		19	日		
20	土			20	月	●	
21	日			21	火		
22	月	●		22	水	●	
23	火			23	木		
24	水	●		24	金	●	
25	木			25	土		
26	金	●		26	日		
27	土			27	月	●	
28	日			28	火		
29	月	●		29	水	●	
30	火			30	木		
31				31	金		

人 件 費

出勤簿

2024年

出勤者



月	曜日	印	備考	月	曜日	印	備考
1	土			1			
2	日			2			
3	月			3			
4	火			4			
5	水	●		5			
6	木			6			
7	金	●		7			
8	土			8			
9	日			9			
10	月	●		10			
11	火			11			
12	水	●		12			
13	木			13			
14	金			14			
15	土			15			
16	日			16			
17	月	●		17			
18	火			18			
19	水	●		19			
20	木			20			
21	金	●		21			
22	土			22			
23	日			23			
24	月			24			
25	火			25			
26	水	●		26			
27	木			27			
28	金	●		28			
29	土			29			
30	日			30			
31				31			

雇用職員等の賃金台帳

雇用職員等 氏名
住所



(令和 6 年度)

単位:円

月 日	支給額	社会保険料控除額	所得税	支払額	受領印	備考
4月25日	50,000			50,000	●	
5月24日	50,000			50,000	●	
6月25日	50,000			50,000	●	
						12 × 4 週 = 48h (1ヶ月)
						48 - (4 × 3日) = 36h
						50,000 ÷ 48h = 1,041円 (時給)
						1,041円 × 36h = 37,476円
合計	150,000			150,000		

雇 用 契 約 書

氏 名	生年月日
住 所	電話番号

下記条件にて契約いたします。

雇用期間	令和6年4月1日 ~ 令和6年6月30日
主な就業場所	玉城ノブ子無料相談事務所
主な職務内容	相談業務、その他事務作業
就業時間	月11日間、週12時間
休 日	日曜、祭日
給与（賃金）	月給 50000 円（時給 円）
給与支払日	毎月25日
支払方法	直接払い
備 考	主に火、木、土、勤務
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。	

※契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

2024年 3 月 29 日

雇 用 者 氏名 玉城 ノブ子

被雇用者 氏名



勤務実態申告票

【議員名 玉城ノブ子】

職務内容

	区分	職務内容	業務割合(%)
政務活動に係る職務	調査研究に係るもの	情報収集（住民相談）、現地調査同行（相手先との調整、写真撮影など）	35%
	研修に係るもの		0%
	広聴広報に係るもの	印刷業者との連絡、広報誌配布手配	10%
	要請陳情等に係るもの	住民生活相談（随時対応）、議員との調整など	40%
	会議に係るもの	相談業務の打ち合わせ会議、関する資料準備	5%
	資料作成に係るもの		0%
	事務所での庶務に係るもの	政務活動費の管理、収支報告書作成	10%
小計			100%
	政務活動以外の活動に係る職務		0%

令和6年度の雇用契約に係る勤務実態は上記のとおりである旨、申告します。

雇用者

玉城ノブ子



被雇用者



令和 6 年度 雇用職員申告票

議員名 玉城ノブ子

被雇用職員名	[REDACTED]	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 議員の親族(続柄:)	<input checked="" type="checkbox"/> 議員の親族外
議員との生計	<input type="checkbox"/> 議員と生計同一	<input checked="" type="checkbox"/> 議員と生計別

令和6年度の雇用について、上記記載のとおり申告します。

被雇用者 氏名

[REDACTED]



住所

[REDACTED]

雇用者 沖縄県議会議員

玉城ノブ子



勤務の実態を証する提出書類

出勤簿 タイムカード その他:

※雇用契約書(必須)に加え、上記の書類を提出します。

人 件 費

出勤簿

2024年

出勤者



4月	曜日	印	備考	5月	曜日	印	備考
1	月			1	水		
2	火	●		2	木	●	
3	水			3	金		
4	木	●		4	土		
5	金			5	日		
6	土	●		6	月		
7	日			7	火	●	
8	月			8	水		
9	火	●		9	木	●	
10	水			10	金		
11	木	●		11	土		
12	金			12	日		
13	土			13	月		
14	日			14	火	●	
15	月			15	水		
16	火	●		16	木	●	
17	水			17	金		
18	木	●		18	土	●	
19	金			19	日		
20	土	●		20	月		
21	日			21	火	●	
22	月			22	水		
23	火	●		23	木	●	
24	水			24	金		
25	木	●		25	土	●	
26	金			26	日		
27	土			27	月		
28	日			28	火	●	
29	月			29	水		
30	火	●		30	木	●	
31				31	金		

人 件 費

出勤簿

2024年

出勤者



6月	曜日	印	備考	月	曜日	印	備考
1	土			1			
2	日			2			
3	月			3			
4	火	●		4			
5	水			5			
6	木	●		6			
7	金			7			
8	土	●		8			
9	日			9			
10	月			10			
11	火	●		11			
12	水			12			
13	木	●		13			
14	金			14			
15	土			15			
16	日			16			
17	月			17			
18	火	●		18			
19	水			19			
20	木	●		20			
21	金			21			
22	土	●		22			
23	日			23			
24	月			24			
25	火	●		25			
26	水			26			
27	木	●		27			
28	金			28			
29	土	●		29			
30	日			30			
31				31			

(人件費)

労働保険料金

充当割 100/100

納付書・領収証書

労働保険

国庫金

※取扱庁名

沖縄労働局

※取扱庁番号

00075679

徴取勘定 保険料収入及び
一般拠出金収入

労働保険
特別会計

0847

厚生労働省
所 管

6118

※令和

06

年度

労働 保険 番号	都道府県	所管 管轄	基幹 番号	枝番 号	※CD	※証券受領
	67	101	1066688	-000	1	全部 一部

翌年度5月1日以降 現年度歳入組入

※会計年度(元号:令和は9)

元号 ー 年度 6

※徴定年度(元号:令和は9)

元号 ー 年度 6

内 訳	十 億	千 百	十 万	千 百	十 円
労働 保険料				7	20
一 般 拠出金				1	19
納 付 額 (合計額)				7	39

あて先
〒 000-0006
沖縄県
那覇市美里2丁目1番1号
那覇労働局労働保険課
沖縄労働局

上記の合計額を領収しました。
領 収 日 付 簿

6.3.12

労働保険特別会計歳入徴収官

(納付者渡し)

納付の目的

- 令和
 6 年度
第 1 期
(全期又は1期)
- 令和
 5 年度
確定

※収納区分

62

※認決
区分

※内証券受領
円

(住所) 〒 901-0361 ※那覇市

〒
9048 香里
マンション1F
(氏名) 左木アズ子 総務企画課 副課長
長崎 アズ子

殿

EA167888129908000000000000
47101066688-000 0009695

納付の場所

日本銀行(本店・支店・代理店又は歳入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署